

## 大規模建築物などの耐震診断が義務化されました

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、1981(昭和56)年5月以前に着工された建築物のうち、不特定多数の方が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられました。

▶対象/昭和56年5月以前に着工された大規模建築物(主なものは下の表のとおり)

用途	階数	床面積の合計
幼稚園・保育園	2階以上	1,500㎡以上
小・中学校	2階以上	3,000㎡以上
老人ホームなど	2階以上	5,000㎡以上
上記以外の用途	3階以上	5,000㎡以上

▶報告期限/平成27年12月31日

▶報告先/釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係

※報告内容は公表されます。

※報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合は、報告や是正について指導があり、従わない場合は罰則も適用されます。

詳しくは、国土交通省ホームページ(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155130714&Mode=0>)を参照ください。

問い合わせ先 釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 ☎ 0 1 5 4 ㊦ 9 1 9 2  
役場建設課施設係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

## 大切な家を守るお手伝い

### 住宅建築資金の一部を助成

町では、住宅建築と定住の促進、地域の振興を目的に、住宅の新築・増改築、リフォームなどに要する費用の一部を助成しています。対象は本町に本店または支店、事業所のある町内業者と工事契約をした方で、金券取扱店として登録した店舗や事業所などで使える金券での助成となります。詳しい要件や手続き、助成金額などについては、お問い合わせください。

#### ▶助成額

- 新築・増改築(500万以上)/工事請負契約金額の5%以内で、50万円を限度。
- 増築・リフォーム/助成対象経費の10%以内で、20万円を限度。

#### ▶金券の取扱店を募集しています

建築資金の助成金として発行される金券の取扱店を募集しています。対象は町内に本店事業所を有し、事業を行っている方です。建設業に関わらず、小売業や飲食店、理容業など、たくさんの店舗の登録をお願いします。

### 住宅相談窓口を開設しています

「これから住宅を建てたい」「現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス」など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

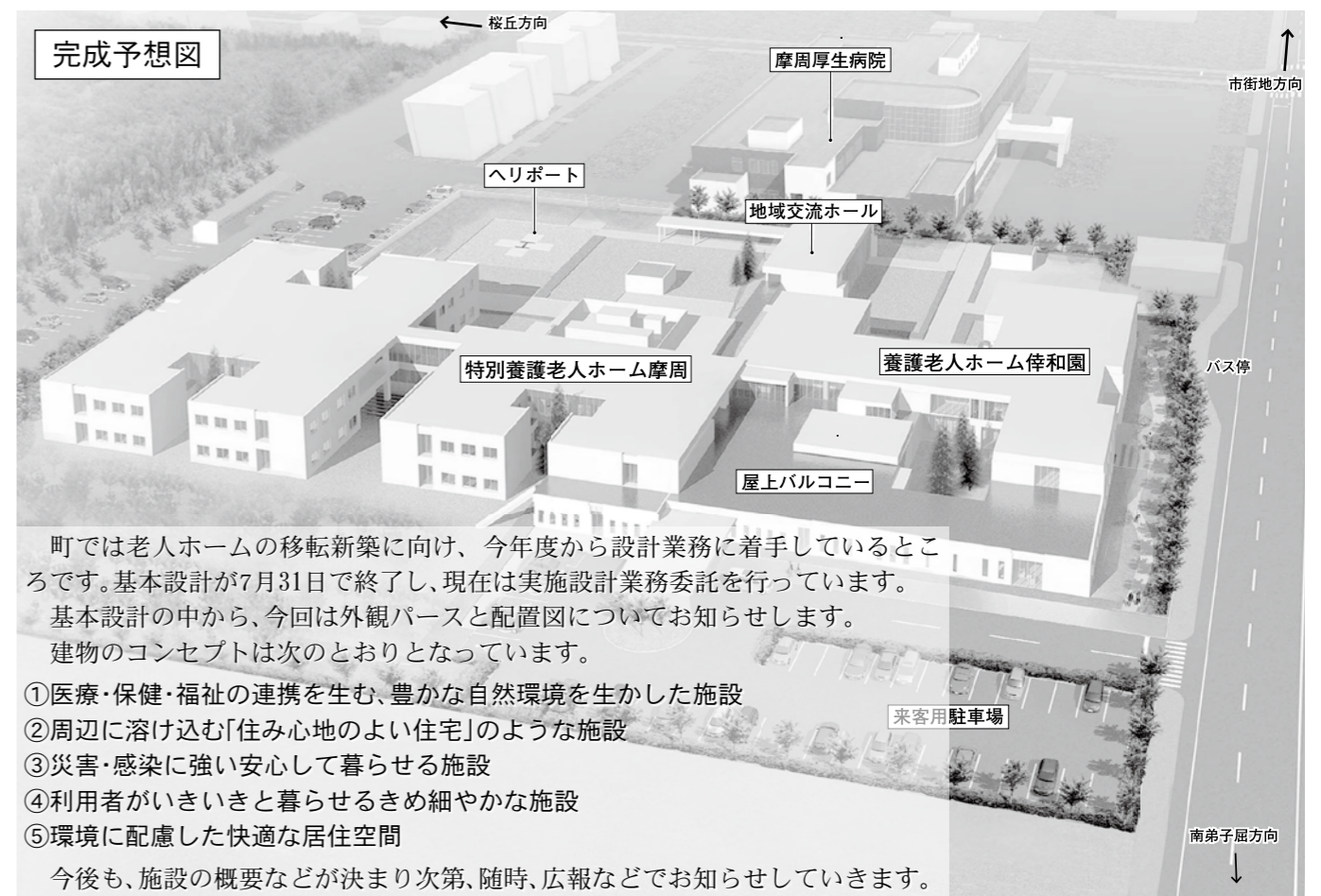
### 無料耐震診断と耐震改修補助を行っています

1981(昭和56)年以前に建設された一戸建て住宅に対し、無料で簡易耐震診断を行っています。耐震改修に対する補助も行っていますので、ぜひご相談ください。

問い合わせ先/役場建設課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

基本設計が終了しました

## 老人ホームの移転新築に向けて



問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)